

(仮称) 宇都市受動喫煙防止に関する条例（案）

（前文）

受動喫煙は、肺がん、心臓病、脳卒中、乳幼児突然死症候群等の重篤な疾患の危険性を高めるなど、市民の健康に悪影響を及ぼすということが科学的にも明らかにされています。

このため、望まない受動喫煙を防止するために、本市では、受動喫煙防止に関する意識の啓発や路上をはじめとした公共空間における受動喫煙の防止に必要な環境の整備を推進することにより、受動喫煙による市民等の健康への悪影響を未然に防止し、市民一人ひとりが健やかで心豊かに暮らすことができる「健康長寿のまちづくり」の実現を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、受動喫煙による健康への影響を防止するために、市、市民等、事業者及び施設管理者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙に関する共通認識を広め、受動喫煙を防止する措置を講ずることにより、健康で快適な生活の維持に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。
- (3) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (4) 子ども等 20歳に満たない者をいう。
- (5) 市民等 本市に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (6) 事業者 本市において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (7) 施設管理者 多数の者が利用する施設（敷地を含む。第6条において同じ。）の管理について権原を有する者をいう。
- (8) 公共の場所 国、県、又は市が管理する市内の道路、公園、その他公共の用に供する屋外の場所をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる受動喫煙を防止する施策を実施しなければならない。

- (1) 受動喫煙に関する知識の普及及び受動喫煙の防止に関する意識の啓発
- (2) 受動喫煙の防止に必要な環境の整備
- (3) 前二号に掲げるもののほか、受動喫煙を防止するために必要な措置

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、特に妊産婦及びその家族、疾病を有する者その他受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者に対する啓発及び支援並びに子

ども等に対する喫煙防止教育を推進するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、受動喫煙を生じさせることができないよう努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、受動喫煙を防止するために必要な環境の整備その他の適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施設管理者の責務)

第6条 施設管理者は、その管理する施設における受動喫煙を防止するために必要な環境の整備その他の適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(公共の場所における喫煙の配慮)

第7条 第11条又は第12条に定める場合を除き、市民等は、公共の場所において喫煙するときは、周囲の状況に配慮し受動喫煙を生じさせることができないよう努めなければならない。

(受動喫煙防止区域の指定等)

第8条 市長は、特に受動喫煙の防止を図る必要があると認める区域を、受動喫煙防止区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により受動喫煙防止区域を指定するときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、受動喫煙防止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定により受動喫煙防止区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(喫煙禁止区域の指定等)

第9条 市長は、受動喫煙防止区域のうち、子ども等の利用が多い場所又は人通りが多い場所その他受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止する必要性が高いと認める区域を、喫煙禁止区域として指定することができる。

2 第8条第2項から第4項までの規定は、喫煙禁止区域の指定、変更又は解除について準用する。

(指定喫煙所の指定等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、喫煙禁止区域内又はその周辺において、受動喫煙を防止するために必要な措置が講じられた喫煙することができる場所(以下「指定喫煙所」という。)を指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定喫煙所を指定するときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、指定喫煙所の指定を変更し、又は解除すること

ができる。

4 第2項の規定は、前項の規定により指定喫煙所の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(受動喫煙防止区域における喫煙の制限)

第11条 市民等は、受動喫煙防止区域において、受動喫煙が生じるおそれがあるときは、喫煙をしてはならない。

(喫煙禁止区域における喫煙の制限等)

第12条 市民等は、喫煙禁止区域においては、喫煙をしてはならない。ただし、第10条に規定する指定喫煙所で喫煙する場合は、この限りでない。

(指導)

第13条 市長は、前条の規定に違反して喫煙している者に対し、喫煙を中止すべきことその他望まない受動喫煙を生じさせないために必要な措置を講ずべきことを指導することができる。

(他の法令等との関係)

第14条 受動喫煙の防止については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例（次項において「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、法令等によりこの条例の規定による措置と同等以上の措置を講ずることとするよう定めている事項については、この条例の規定（当該措置に係る部分に限る。）は、適用しない。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

2 この条例の施行後二年を経過した場合において、この条例の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。